

参考資料 2) テーマ自由枠の審査方法について

1. 申請技術の要件審査

実証運営機関は、申請された内容に基づいて以下の各観点に照らし、実証運営委員会及び実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会等の意見を踏まえ、本事業に対する理解等も含め総合的に判断した上で対象とする技術を審査し、選定した技術について環境省の承認を得る。

審査にあたっては、書類審査、申請者ヒアリング調査、有識者ヒアリング調査を実施する。有識者ヒアリング調査を実施する際には、有識者に秘密保持義務に関する覚書の提出を課した上で、申請情報を有識者に提示する。

(1) 形式的要件

- 申請技術が環境技術に該当するか
- 申請技術が対象技術分野に該当するか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か
- 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか

(2) 実証可能性

- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- 実証試験計画が適切に策定可能であるか

(3) 環境保全効果等

- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全効果が見込めるか
- 先進的な技術であるか

2. 申請技術の審査

実証運営機関は、要件審査を満した技術について、以下の観点に照らし、実証機関及び環境省と協議の上、実証運営委員会及び実証技術分野見直し及びテーマ自由枠運営小委員会等の検討・助言等を踏まえ、実証予定技術分野での実施、実証中技術分野の拡充による実施、休止中分野での実施及びテーマ自由枠における実施に分類し、分類した技術について環境省の承認を得る。

(1) 実施予定技術分野の該当有無の確認

- 実施予定技術分野の技術に該当しないかどうか

(2) 実施予定技術分野の実証機関での実証可否の確認

- 実施予定技術分野と関係性のある技術かどうか
- 関係性がある技術と認められた場合は、実証機関で実証可能かどうか

(3) 休止中の技術分野の該当有無の確認

休止中の技術分野に該当するか

3. 留意点

実施予定技術分野・休止中の技術分野に該当しない技術については、実証機関を公募・選定した上で実証試験を行うものとする。実施予定技術分野の実証機関で実証可能な技術（実施予定技術分野と関係性のある技術）については「実施予定技術分野の拡充」、休止中の技術分野で実証可能な技術は「休止中技術分野の実証」として手数料徴収体制にて実証試験を行うものとする。ことから、実証申請者及び環境省、実証運営機関、実証機関との協議の上、実証実施の判断を改めて実施するものとする。

基本的には実証申請者が一度に申請できる申請件数には制限を設けないが、実証機関の想定する実証可能件数を超えて申請があった場合には、実証機関は、実証申請者との協議により件数を調整することとする。

4. 実証機関の募集

テーマ自由枠として取り扱うこととした技術及び休止中技術分野に該当することを確認した技術については、実証機関を募集する。

なお、実証機関の候補者に対しては、情報の秘密保持義務に関する覚書の提出を課した上で、申請情報の一部あるいは全部を提示する。

テーマ自由枠の対象となった技術は、実証機関の公募・選定、実証方法の検討など、実証試験の開始までに時間を要することから、実証申請者から実証試験に要する日数や季節影響などの要件の提案を受け、短期間で実証可能な技術（実証試験方法の決定後 2 ヶ月程度の期間で実施可能な技術）については単年度の実施、実証に期間を要する技術については、翌年度からの実証とする複数年度の実施を想定するものとする。

5. 選定された技術に関する情報の公開等

実証運営機関及び環境省は、選定された全ての対象技術の概要（実証申請者名、技術開発企業名、実証対象製品名、実証対象製品の型番、技術に関する概要）を公開する。また、実証運営機関は、対象技術の選定結果を当該技術の申請者に通知する。なお、選定の結果、当該技術を実証の対象をしないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。